

平成13年第10回教育委員会記録

平成13年6月20日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成13年6月20日(水)午後2時5分～午後2時50分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 委員 大藏 碓之助 委員 安本 ゆみ
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝

庶務課長 佐藤 博継 学校運営課長 佐野 宗昭
学務課長 森 仁司 施設課長 小林 陽一
指導室長 工藤 豊太
社会教育スポーツ課長 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司
社会教育センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館次長 杉田 治幸
事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋 法規主査 能任 敏幸
担当書記 手島 広士

傍聴者数 20名

会議に付した事件

報告事項

学校の安全対策について
陳情等について
学校給食の民間委託に関する住民監査請求について
杉並区立幼稚園あり方検討会報告について
高井戸第三小学校の受変電設備の事故について
学校評議員の委嘱について
教育委員会後援名義等使用承認について
杉並区青少年委員の委嘱について
薬物乱用防止推進映画「DRAG」の上映について

委員長 ただいまから平成 13 年第 10 回の教育委員会定例会を開催させていただきます。皆様方、お忙しいところありがとうございます。本日は安本委員がご就任されたということから、皆様の席次を決定しなければいけません。そのため、当初は事務局案に基づいた順に着席していただき、委員長から皆様に席次を上程し、協議していただきます。

席次の決定を上程いたします。席次について現在の席次でよろしゅうございますか。

(異議なし)

委員長 異議がありませんので今後の委員会においては、各委員の席は現在の位置といたします。本日の署名委員に大藏委員を指名いたします。よろしく願います。

事務局次長 今回新たに、教育委員に就任された安本委員をご紹介します。一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

安本委員 昨日、大阪の事件からまだ 10 日ほどしか経っておりませんが、私どもの杉並区内で事件がございました。大事に至ることがなくて本当によかったと、保護者の 1 人として胸を撫で下ろしております。私は教育委員の 1 人として、区民の皆様方にもっと身近なものになるように、また、杉並の未来を開く子どもたちのために、そして住んでよかったなと思える杉並区のために、できる限りの努力をしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局次長 私のほうから本日出席の事務局職員の紹介をさせていただきます。私は教育委員会事務局次長の松本でございます。順次ご紹介いたします。佐藤庶務課長です。森学務課長です。工藤指導室長です。古川中央図書館長です。荒井社会教育スポーツ課長です。佐野学校運営課長です。小林施設課長です。伊藤社会教育センター所長です。杉田中央図書館次長です。事務局の担当で能任法規主査、小今井庶務係長です。以上でございます。

委員長 本日は審議すべき議案はございませんで、すべて報告事項でございます。報告事項の順に従って審議をさせていただきます。それではまず庶務課長のほうから、「学校の安全対策について」ということでよろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから学校の安全対策ということでご報告をさせていただきます。お手元にある資料ですが、これは昨日 17 時 15 分から臨時の校長会を開いたときにお配りした資料です。この臨時校長会については区立の小・中学校だけではなくて、私立の幼稚園・小・中学校の校長先生方にも参加をしていただいて開催いたしました。

これまで校長会ということになると、当然区立だけが対象だったのですが、今回の事件ということで、地域の子どもたちをどう守っていくかということについては、区立も私立もともに手を携えてやっていかなければいけないと、そういうところでの情報交換も含めたものが必要だということで、私立も含めて開催したところです。

それでは資料に沿ってご報告いたします。最初に、昨日高千穂幼稚園で起きた事件についての概容と、取組みの経緯、これについては指導室長のほうから報告をさせていただきます。

指導室長 先ほど安本委員のほうから大変重大な事件が起きたということでお話がありましたが、私ども教育委員会としても大変残念な事件、また重大なことが起きてしまったという認識に立っております。

最初にこの事件の一報が入ってきたのは9時10分で、済美養護学校の中川校長のほうから、近隣の学校でいまこんなような状況が起きているので、ということで高井戸警察のほうから一報がありました。普段から、いろいろな状況があったときには、指導室との連携をするようにと指示しておりましたので、すぐ校長のほうから入りました。

その後、近隣全幼稚園・全小学校・中学校に、直ちに状況について継走電話を流すとともに、幼児・児童・生徒の安全管理について再度注意を喚起いたしたところです。また、杉並区だけではありませんので、近隣の区・市にも情報提供したところございました。

教育委員会等においては、区長部局との関連も重要と考えて、関係課長を召集して、各所管での緊急対応の第1回の確認を行った次第です。

その後、子どもたちが下校をする時間も迫ってきておりますので、この事件の解決の推移を見守っていたわけですが、まだ解決するような状況ではないということで、大変憂慮すべきことであるということで、指導室のほうから、昨日の子どもたちの下校の対応について、まず校内等の安全確認をすることは元より、下校時における安全確認ということで、幼稚園においては保護者への引渡しを徹底すると、小学校においては、それぞれの対応の中で、集団下校や保護者への引渡し等を徹底していただきたいと、中学校は生徒に事件を周知して、下校における注意を喚起するというようなことをいたしました。

P T A等の連絡は迅速にして、安全対策に協力を依頼していただきたいと、不審者がいた場合はすぐに110番に連絡、というようなことを学校に指示をしたわけです。

その後、4時に杉並区立学校安全対策協議会、これは元よりこの日に行われると予定されていた会でしたので、併せて緊急事が起きたということで、ここでも話し合われた経緯があります。

先ほど庶務課長のほうからありました、5時15分に臨時校長会を召集して、安全確認についての周知、子どもたちの対応について説明を申し上げたところです。

その後、特に各学校にこれから解決していくまでにおいても、相当やはり学校に対しては配慮していかなければいけないということで、幼稚園・小学校・中学校等において、安全対策等について教育委員会として通知を出すということで、いま、そういう状況でやっているところです。

特に小学校においては、低学年、中学年、高学年等で、いろいろと時間的に活動時間が違うも

のですから、特に小学校においては今日9時半に役員会と、それぞれ7分区ありますが、分区長すべてに集まっていたいて、小学校に対しての安全はこれでいいのか、そこでしっかりもう一度確認してから、内容をチェックして各学校に周知しているところです。私からは以上です。

庶務課長 続いて学校の安全対策ということで、大阪の殺傷事件に関連してこれまで杉並区教育委員会が取ってきた対応、そういったものについてご報告いたします。

資料に沿ってご報告いたします。今回のこの学校の安全対策の部分をどうとらえていくのか、ということですが、これまでも開かれた学校づくりということでさまざまな事業を進めてきているところですが、安全管理の問題と、開かれた学校というものについては二律背反するものではなく、共に追求していくべき課題だということらえ方の中で、安全対策について今後とも対策を講じていく。そういう基本的なスタンスに立っております。

取組みの状況ですが、教育委員会と学校と区長部局ということで分けています。教育委員会については、6月8日の時点で2通の通知を学校のほうに出しています。最初が校舎内外における不審者に対する注意喚起ということで出していまして、中身については登校後の校門の管理、登校後の訪問者に対する受付での確認、子どもたちへの注意の喚起という内容で、まず第一報を出しています。

同日、同じ日付ですが、「幼児・児童・生徒への安全確保及び安全管理の徹底について」というものも出しています。これについては、日常の安全確保、緊急時の安全確保ということで、職員の共通理解と校内体制がどのようになっているのか、きちんとされているかどうか、来訪者の確認はどうなっているのか、あるいは不審者情報に関わる関係機関との連携の問題、登下校時における安全確保の体制の問題、そういったものについて点検項目がありますので、それらに沿ってのチェックということを出しています。

2つ目の中身として、保護者に協力を求めるということと併せて、学校と家庭が共通した指導を子どもたちに行っていく。学校で指導する中身と家庭で指導する中身がちぐはぐになっていたのでは、子どもたちは戸惑ってしまうばかりですので、共通した指導を行うようにという内容です。それから地域ぐるみの取組みを進めるという、こういった中身で6月8日に通知を出しています。

その次に、学校安全対策検討委員会ということで、実はこの検討委員会のメンバーには学校の先生方も入っているわけですが、緊急を要すということで教育委員会の事務局の中での対応ということで開催いたしました。ここでは各所管での対策、区長部局との連携をどう進めるかということでの、今後の安全対策について議論をしたところです。

それらの中で、それぞれの各所管での対応ということで進めていくということの中の1つに、教育委員会で所管している関係団体への協力依頼ということが必要だということで、小・中のP協、シルバー人材センター、青少年協議会、こういったところに、内容としては不審者を見かけたり、危険を感じるような場合には基本的には110番通報してほしいという中身、それから声を出したり、近所の人に逃げ込んだりする対処法を子どもに教えてほしいということ、不審者や変質者の情報を得た場合は学校に連絡などをしてほしいと、そういった中身の協力依頼を出しています。

それらと併せて、学校の安全確保の点検状況ということで、先ほどの点検項目等との関係もありますが、PTAに対しての文書の通知がどうなっているのか、門の開閉・施錠の問題、来校者の受付、来校者のリボンの着用、声かけ等のチェック体制、下校時の指導強化、こういったものについての点検をしたものを至急教育委員会のほうに挙げてほしい、ということで通知を出しています。

それと併せて、「学校・幼稚園の安全対策についての調査」ということで、またこれも出しております。現在、防犯上不都合があると思われる点について、それぞれ学校の立場で書いてほしいということを出しています。もう1つが、学校から見てPTA、あるいは地域での安全対策がいまどのように行われているのか、今後はどのような方向で進められようとしているのか、そういったことの調査ということで、今日はまだ全部は出てきておりませんので資料としてはお出しできませんが、どんどん挙がってきている状況です。

これらの中で緊急に対応する必要があるというところで、幼稚園についてはインターホンの設置、施錠の問題、防犯ベル、これについては今日早速こういった対応をするということで取り掛かっています。

施設設備の状況把握ということも行っています。これについては職員室の位置状況ということでやっていて、職員室から見て来校者が把握できる位置になっているかどうかというところの状況把握、今後の問題ということになりますが、防犯カメラ等の経費の産出、そういったものを至急やるということで進めています。

学校給食運営面での安全対策ということで、この中では特に学校ということで給食調理ということになると、包丁などがあるわけですし、頻繁に業者が入り出すということもあるので、食材料搬入業者の名札着用の問題、同じく搬入門扉の施錠の問題、給食室の施錠といったところの徹底というところでの安全対策ということで通知を出しています。

もう1つが、「ピーポ110番」の区の施設での対応ということですが、これまで区内全域でいくと大体2,500カ所ぐらいがピーポ110番の掲示をしているところですが、この中には児童館など

でも掲示をしているところがありますけれども、区の施設すべてではないという状況があるので、区の施設すべてについてピーポ 110 番の掲示をしていこうと。それと併せて、区立の施設だけではなくて私立の施設についても、協力をお願いしながら進めていこうということでの対応ということ考えています。

警察に対してですが、警察に対しては区長と教育長の連名でパトロールの強化の問題、事故発生後の通報の問題とか、そういったところでの今後の協力依頼というのを、各 3 警察に出しているところです。

学校での対応ですが、学校についてはそれぞれの学校で先ほどの教育委員会から出した通知文書による安全対策の徹底というところで、それぞれ教職員、区の職員、PTA等とともに、全職員が一体となつての安全対策ということが図られているという状況です。

区長部局との連携という問題ですが、1つが情報連絡体制をどう作るか、というのが1つの大きな課題としてありまして、先ほど申し上げた杉並区の中で、教育委員会ということで学校が当然対象になるわけですが、学校だけではなくて保育園もありますし、児童館もあります、障害者の施設も高齢者の施設もあります、そういったところで、安全対策をそれぞれの部門が基本的に行うということは当然のことですが、区全体としての取組みをきちんとしていく、そういうところでの情報連絡体制作り、そういったものを進めていこうというところでの話などもしています。

もう1つが、いわゆる外に出て仕事をしている職員の問題で、例えば清掃事業についても、地域の中で何かあったとしたらすぐに連絡体制を取るようなこととか、そういったものも職務遂行上の中できちんと地域の安全対策ということを視野に入れながらやっていくべきだということで、それぞれ関係するところに安全確保の協力なども行っているところです。私からは以上です。

委員長 ただいまの点についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

安本委員 指導室長にお伺いしたいのですが、1つ申し訳ないのですが間違いがありまして、近隣の小学校は第3分区ではありません。6分区かもしくは7分区ではないかと思いますが調べただけですか。多分7分区だと思います。

指導室長 ご指摘、どうも申し訳ございませんでした。早速調べて訂正いたします。

教育長 確か、いま学校の安全対策管理の施錠門扉の問題、職員室の位置関係の調査をすでに行っていると思うのですが、集約状況はいかがかということ。それから、防犯カメラ等の経費算出とありますが、まだ防犯カメラについて決定をしたわけではないと思いますが、防犯カメラというのはいろいろな機能を持っておりますので、防犯カメラに対する取扱いの基本がないと、川崎市では全校に1億何千万かけて入れたと言っておりますが、ただ一律に入れればよいということではないと思いますので、防犯カメラについては特に取扱いの基本的な考え方がないと安直に入れる

ことはいかがかと思えます。ただ、職員室の位置関係等、見えない場所の把握をどうするかというのは、防犯カメラも含めて検討の課題だとは思いますが、そういう意味では現在の調査の把握状況についてお聞かせいただければと思えます。できるだけ早くこれからの対応を地域に向かって発信していくことも、お父さん、お母さんが安心できることになると思えますので、その辺の状況も含めてお話を承りたいと思えます。

庶務課長 現在の状況ですが、大体いま挙がってきているのが7割ぐらいです。それぞれ先ほど申し上げた地域での活動の問題、防犯上の問題ということが書かれて出されてきています。

それらを見ていくと、例えば地域の活動なども本当にいろいろな学校でやっているというのがありますが、それらも集約した後に、できれば、こんな活動をこの学校でやっている、こんな活動がやれたらいいというようなアイデアも含めて、なるべくそうした活動を他の学校にも普及させていきたいと考えていますので、そういったものもやっていきたいと思っています。

それから、先ほど防犯カメラ等のお話をいたしました。いまの時点でやれることはやっておこうという気持ちでやっております。仮に防犯カメラの設置について方針が出たというときに、いくらかかるのだという話では困りますので、基本的にどのくらいかかるのかということで、やれるものについてはいまやっぺいこうということです。当然、これから防犯カメラでいいのか悪いのか、どういう対応があるのかということについては、至急やっていきたいと考えています。

教育長 安直に防犯カメラを導入すれば安全だという発想ではなくて、特に防犯カメラの場合、カメラという性格がありますから、その辺のところの取扱いについては十分配慮した上での導入ということでお願いをしたい、という意味合いですのでよろしくをお願いします。

安本委員 あまり大仰なことを申し上げるつもりはないのですが、例えば学校の中に誰がいるかという把握がいまいちばん大事なことではないかと思えます。各学校で対応がまちまちで、例えば受付で名前を書いてリボンを付ける学校もあれば、名札を付けて歩く学校もあります。

できればIDカードのようなもの、パウチッコとかあいうものを、すべての学校に区のほうからしていただくとか、そういう簡単なことから私はいいいと思うのです。防犯カメラなどについてPTAとお話しましても、そのような大層なことではなくてというご意見は十分聞いておりますので、例えばIDカードを持って、病院の診察券のような簡単なもので、例えば箱に入れて1年生の親が来ているとか、帰りにはそれを持って帰ればもうその人はいない、そういうことがわかるというもの。

あと、外から来た業者の方々が慣れているとどんどん入って来るような状況ですので、そういうところも学校では十分気を付けていただきたいと思います。

指導室長 いま委員のほうから話のあったゲストカードをしっかりと作っぺいこうということで考え

ています。

宮坂職務代理者 教育委員会での安全対策は、原則的には区立の小・中学校、幼稚園が中心。私立の場合は、例えば注意喚起の連絡ぐらい、今後は、同じ時間帯にやっていただけるといような。

指導室長 実は昨日、校長会を開催したときに、急遽私立の小・中学校、幼稚園、全部の学校に声を掛けて、現在の状況の報告と、今後の取組みという、これは区立が中心でしたが情報提供ということで行いました。

その中で終わった後、そういった公立にも十分な情報提供が、今回の事件の途中経過の中でされていなかったというようなお話も聞きましたので、それは反省点として、これからはきちんと窓口をしっかりと対応していく、ということを確認をしたところです。

教育長 いまの話をちょっと受け止めますが、私立の学校というのは幼稚園もそうですが、幼稚園だけでも40数園あります。私立の小学校・中学校もたくさんあります。その窓口はどういう形で、どう連絡をどこの窓口からどう同時にやるのですか。

指導室長 その内部の話をしますと、私立関係はすべて教育委員会でなくて総務課のほうでやっています。今回、連絡網がなかったものですから、1校1校に総務課のほうから連絡したということだったのですが、ちょっとその辺もそういうことではなかなかうまくいかないだろうということで、いま実は区長部局と今回の対応についての総合的な対策を検討していますので、そういった中でどういう方法でやったらいいかということは是非考えていきたいと思っております。

それから先ほど庶務課長が言いましたようにピーポ110番ですが、区立の学校の子どもが対象になっております。公立だけではなく私立の方も駆け込んでほしいとか、その代わりに私立のほうにも、子どもが来たときは対応してもらいたいとか、そういったことも相互的にやっていきたいということを併せてお願いしていこうと思っております。

宮坂職務代理者 防犯については公立も私立もないのですから、連絡を受ける私立の側にも連絡網を作れとか、そういったことを要求してもいいのではないのでしょうか。

教育長 それは本当にしっかり作ってもらわないと、例えば1人の方が40数件も電話していたのでは間に合いませんからね。何か通報網をしっかり作っていただいて、一発で全部に行く。時間は待たないですから。

指導室長 おっしゃるとおりです。実は私ども、昨日初めて私立の方も呼び出したということで、これをきっかけにいま言ったようなこともお願いしていきたいと思っております。

委員長 他にございますか。

安本委員 「ピーポ110番」というのはいろいろなお家に貼ってあるのですが、あれは大人でも飛び込んでほしいですし、私立だからといって、いちいちそこで私立ですとお見せするわけでもな

いので、何件も私立のお嬢さんも飛び込まれたりという話は伺っておりますので。

教育長 その辺の周知徹底もしないと。ピーポ 110 番の意味がわからないと子どももわからないわけだから。私立のほうにも是非とも徹底したいと思います。

委員長 予防とか対策とか、いろいろグルーピングができると思うのですが、いまお話になられたような情報のネットワークが張りやすいと言うか、主体が保護者、子どもというのがあるのですが、保護者を代表にさせたり、学校とか幼稚園というのが主体になるのだろうし、役所などもそうですし、それを包括する教育委員会なり、総務課なり、それも先ほど苦労話をされていましたが、その辺をうまく整理された、簡潔な概略のネットワークと言うか、項目とか何とかそういうことではなくて、よく連絡網というのがありますが、ああいう感じの誰でもわかるという、非常時に備えたものというのが大切だと思いますので、いろいろ考えていただけたらと思います。

給食運営面での安全対策というのがありますし、当然含まれていると思うのですが、僕らが学校訪問で行くと凶工室というのがあって、そこにいろいろな刃物が置いてあります。その管理というのは学校によってまちまちなところもあります。鍵がされておらずに開けてあるという。そういう側面での給食室だけではなくて、いろいろカッターなり、ハサミなり、いろいろ使っているところがあるわけです。たくさんある場所もありますし、その辺の安全管理も大事ではないかと思えます。

教育長 共通基準みたいなのはないのですか。

指導室長 理科室等における薬品管理等は代表されるものですが、刃物その他、学習状況において使う危険を伴うものについては、当然、安全管理をするということは当たり前のことでして、それが紛失してそれが別のものとして使われるということがないように、ということではいろいろな事件を通して教訓として学んでおりますので、いま委員長からおっしゃられたことを再度学校のほうにも徹底していきたいと思っております。

安本委員 少し気になったことは学区域外の子どもたちの扱いなのですが、教育委員会指導室のほうから何の指示もなかったようでその対応がまちまちだったようなのです。学区域のギリギリまでを先生がお連れになってそこでさよならをしたりとか、PTAの関係の者がお宅まで送ってくれた例とかいろいろありまして、そのところは指示をしていただきたかったと皆様から伺っておりますが、いかがでしょうか。

指導室長 それぞれ学校に学区域外から通学している児童・生徒がいますので、それに伴って私どもは、それぞれ学校の集団登校とか、緊急時における対応のときは、災害のときにはよくやりますが、そういうことで学校が行っている状況もありますので、校長の責任の下で学校体制の中で行われていると理解していたわけです。

委員長 いろいろな実態面、調査も入るかもしれませんが、綿密にやられて、今後のいろいろな安全対策について十分に練っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

では2番目に移らせていただきます。「陳情について」、庶務課長からお願いします。

庶務課長 それでは私のほうから教科書採択についての陳情、それから申入れの要望等、さまざまありますが、これまで各委員にはそれぞれ本文を送って読んでいただいているところですが、改めて4月以降、それから昨日まで出されたこうした陳情等についてまとめてあります。

用紙についても私どもでまとめたものですので、本文と照らし合わせながらやっていただきたいと思います。これから教科書の採択ということで答申を受け、審議に入っていくということになりますので、審議の参考にしていただけたらということで取りまとめておきました。参考ということでよろしく願いしたいと思います。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。もうすでに各委員のところにはお手紙やいろいろな手段で、それぞれの団体から文書等が来ていると思いますが、今後の参考にしていただけたらという事務局からのご意見です。よろしゅうございますか。

では陳情の内容も参考にしながら、今後のいろいろな活動等に活かしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では3点目で、「学校給食の民間委託に関する住民監査請求について」です。学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは私のほうから、学校給食の民間委託に関する住民監査請求について、資料は用意しておりませんので、口頭で恐縮ですが簡単にご報告させていただきます。

去る5月30日に学校給食の民間委託に関する職員措置請求が杉並区の監査委員のほうに提出されております。請求人の数ですが、追加がありましたが合計で195名の区民の方からの請求ということでした。

請求の趣旨ですが、学校給食に関わる経費の不当支出をはじめ、関連する法令等の違反、さらには導入手続の違法性、不当性を中心に請求が出されているものです。

請求の趣旨は以上ですが、結論として、今回の請求で民間委託費として当初予算に計上している委託経費の執行の凍結を求めた内容です。以上、簡単ですが住民監査請求についてご報告申し上げます。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

教育長 これは監査委員に対して出されたものですね。

学務課長 そうでございます。

教育長 今後のスケジュールというか、監査委員に聞かなければわからないですか。

学務課長 今回の住民監査請求はご案内のとおり、地方自治法という法律の 242 条第 1 項に規定があるものですが、法令の規定に基づいて今後監査委員のほうで審査等を進めることとなりますが、法令によれば 60 日以内に監査結果を請求人に通知するということですので、6 月 1 日付での受理ですので 7 月末を目途に何らかの結果が公表されるものと考えております。

委員長 この件についてよろしゅうございますか。

4 番目、「杉並区立幼稚園あり方検討会報告について」。学務課長、よろしく申し上げます。

学務課長 この度、「杉並区立幼稚園あり方検討会」でまとめられた報告書について、お手元に報告書本編と、その要旨をまとめた概要の資料をお配りしておりますが、概要のほうを中心に簡単に今回の報告のあらましをご説明させていただきます。

まず本編の報告書の 32 頁をお開きください。附属資料のほうですが、このあり方検討会の設置の目的などを定めた部分です。区立幼稚園については、区の行革の計画の一環で、平成 6 年からの行財政改善計画第 4 次に基づく見直し等の取組みを行ってまいりましたが、その後、経済不況等の影響で園児数が横ばいないしは漸増傾向にある中で、私立の経営状況が非常に引き続き厳しいという中で、これまでの私立幼稚園の果たしてきた役割を踏まえながら、今後の区立の幼稚園のあり方を定めるということで、廃止や転用も含めて、あらゆる角度から抜本的に検討を加えるということで、今年の 6 月を目途に、昨年 5 月に設置され、検討がスタートしたもので、検討の過程では保護者など関係者のご意見を把握しながら、教育を考える懇談会などでの議論も視野に入れて検討を進めてきたものです。

33 頁に、この検討会の構成メンバーを記載しています。教育委員会事務局次長を座長に合計 8 名で検討を進めておりまして、検討経過については 34 頁に記載のとおりで、昨年 5 月 15 日の第 1 回の検討を皮切りに延べ 9 回にわたり検討を重ね、今回、検討報告書としてまとめられたものです。

それでは報告書の概要のほうをご覧ください。概要について簡単に、この報告の骨子をご紹介しますと思います。「はじめに」の部分は、いま経過で簡単にご説明したとおり、今後の区立幼稚園のあり方について検討会で出されたさまざまな論点を整理しながらまとめたものです。

全体としてはまとめを除くと 5 つの構成になっていまして、第 1 に区立幼稚園の現状の分析。2 頁目に第 2 として、それに基づく区立幼稚園が抱えているさまざまな課題。第 3 番目に、近年の国のほうでの幼児教育施策の動向について。こういったことを踏まえて第 4 番目として、見直しに当たっての基本的な考え方を 4 点整理し、第 5 番目では、この基本的な考え方を踏まえて 5 つの具体的な取組みについてまとめています。

また 1 頁目にお戻りください。「区立幼稚園の現状」ということですが、杉並に限らず幼稚園教

育については、私立がその主導的な役割を担ってきた点については、すでにご存じのことかと思
います。杉並区でも大正 13 年、いまから 77 年前になります。初めて私立の幼稚園が設立され、
以来、多数の幼稚園が設置されていて、現在は 46 の私立幼稚園が設けられています。

また一方で、戦後の高度成長期に伴う人口の急増ということを背景に、これを量的に補完する
ために、既存の私立から距離的に遠く、人口も増加するような地域に補充する観点から、昭和 45
年から 52 年にかけて、2 番目に記載しているとおり、現在まで 7 つの区立幼稚園が設置されてお
ります。

当初、昭和 45 年の長期行財政計画では 14 園、14 の区立を設置する予定でしたが、そ
の後、人口の増加傾向がやみ、少子化ということで幼児人口が急速に減ってきている中で、昭和
56 年に計画を修正し、現在の 7 園、7 つの区立幼稚園に見直し、現在に至っているものでござい
ます。

3 番目に、「区内の幼児人口と就園状況の推移」ということです。端的に申し上げますと、昭和
52 年、7 番目の西荻北幼稚園が設置されたところが区内の幼児人口のピークでございます。ちょ
うど 24 年前、四半世紀前でございますが、それ以降減少傾向に転じ、平成 13 年はピーク時の 42%
まで落ち込んでおります。今後の人口動態を見ても、中・長期的には少子化が一層進み、幼児人
口の低下傾向は続く、というふうな分析をしております。

「私立・区立幼稚園の就園状況」でございます。私立は、先ほど申し上げたとおり 46 の幼稚園
がございまして、しかしながら定員の充足率で申し上げますと、幼児人口が少ないということ
を背景に 7 割弱の充足率でございまして、就園しているお子様の数はピーク時の半分以下という状
況でございます。また、区立のほうも昭和 52 年の西荻北幼稚園の開設時がピークでして、就園児
数がそれ以降、平成 12 年で申し上げますと、66.5%まで落ち込んでおります。充足率も同様の数
字です。

こうした中で、幼稚園をはじめとした「幼児教育施設等への就園状況」ですが、私立幼稚園が
全体で 57%弱ということで、いちばん就園児の割合の高い施設でございます。

一方、区立が 6.6%で、保育園につきましては、幼稚園の園児数が徐々に減少している中で、逆
に保育人数の高まりを背景に就園児数は増加傾向、さらには、区立の保育園等でも多数の入所待
ちの待機児童が発生している状況でございます。また、待機児童も年々増えている、というこ
とがデータとしてございます。

そういった状況分析の中で、課題として 3 つ整理しております。1 つは、全体としての幼児人
口の減少に伴いまして就園児数が低下しているということの中で、区立全体の平均で 7 割弱、逆
に私立のほうは廃園なども出てきておりまして、経営環境が非常に厳しくなっているという中で、

9割以上の園児が通われている私立の窮状といった点は見過ごすことができない問題だということで、今後は公立・私立の役割分担を明確にしながら区立園の規模の適正化・適正配置の見直しが急務の課題という指摘をしております。

それから、「子育て支援に果たす幼稚園と保育所の役割変化」ということで、従来から、幼稚園は学校教育法に基づく教育機関という位置づけでございました。一方、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設という位置づけで発展してきたわけですが、近年、規制緩和等、あるいは保育ニーズの高まりに対応して幼稚園、保育所の垣根が非常に低くなっております。いわゆる、「幼保一元化の流れ」と言われておりますが、そういった中で、幼稚園、保育所との連携・協力関係を築きながら、子育て支援という角度からその機能を充実させる必要があるとしております。

また、就園児数の低下ということで当然ながら運営コストが毎年増大してくる中で、施設運営の効率化、有効活用、あるいは費用対効果の適正な確保、公立・私立の負担格差の是正等々が課題になっております。

こうした中で国における幼児教育分野の施策の動向につきましても、少子化、あるいは子育て支援という観点でさまざまな見直しが行われ、「幼稚園教育要領」につきましても、平成10年12月に子育て支援という角度から見直しが行われ、保育所、幼稚園の連携を視野に入れた取組みが行われているところでございます。

4番目でございますが、以上のような動向を踏まえながら見直しに当たっての考え方を4点整理しております。

1つは、やはり区立・私立の適切な役割分担を確立するという、そして少子化にふさわしい区立幼稚園のあり方への転換を図るということで、今後は、幼児人口の推移に留意しながら区立幼稚園の縮小を段階的に図り、区民ニーズに対応しながら私立園に対する質の補完としての役割を果たすべきだ、という視点が1点目でございます。

2点目は、少子化の中で幼児人口の将来推計も踏まえながら、統廃合も含めた区立幼稚園規模の適正化・適正配置に努める、という点です。

3点目は、幼保一元化の流れ、あるいは就学前教育全体の充実という中での施策の再構築という視点から、より子育て支援という角度で施策の見直しを図る必要がある、ということ。そして前段での統廃合も、廃止後の施設の利・活用もこうした視点に立った活用が求められる、という視点を出しております。

そして、4番目は保護者負担の適正化でございます。

こうした考え方に沿いまして、具体的な取組みということで5点掲げております。1点目は私立・区立を通じた幼児教育全体の振興ということで、質の補完という観点で区立・私立の教育内

容の交流、あるいは区立の側からの情報発信という視点を出しております。

最後の4頁目ですが、区立幼稚園の統廃合ということも避けられない課題という認識から、具体的に今回の報告書では区内の幼稚園の在園実数・充足率、あるいは今後の幼児人口の推移、あるいは保育所の待機児童等のさまざまな角度から、区立幼稚園7園のうち、方南幼稚園、堀ノ内幼稚園の2園を統廃合の対象とし、いずれかを廃止し1園にすることが望ましい、ということを明記しております。ただ、いずれの園を廃止するかは最終的に教育委員会で判断することが適当である、というふうにしております。廃止手順につきましては、翌年度の募集を停止し、在園児の卒園を待って1年後に廃園という手順を謳っております。また、廃止後の施設利用につきましても、周辺の公共施設の整備・活用等にも留意しながら保育ニーズ、子育て支援という観点への対応ということで有効活用を図るべきだ、としております。

現在「行財政改革実施プラン」『スマートすぎなみ計画』に基づき推進されておりますが、その実施プランの新しい年度、16年度からまた新しいプランがスタートしますが、その計画期間の中に改めて6つの区立幼稚園のあり方についても見直しを図るべきだ、としております。

そして子育て支援ということで、保育園、児童館、私立幼稚園なども連携しながら、子育て支援の重要な担い手としての活動強化という点。そして4番目には障害のある幼児の受入機関との連携ということで、区立幼稚園でも昭和59年から軽度の障害のあるお子様で集団保育が可能な方を受け入れておりますが、区立養護学校、保育園、子ども発達センターとの連携の中で、より障害のある幼児に対する適切な教育・保育等を推進すべきだ、というふうにしております。

また、保護者の適正負担と補助制度ということで、関連するさまざまな補助制度のあり方について指摘しながら、区立園の入園料・保育料についても、私立・区立の負担格差の是正、負担の均衡の確保という点から見直しの必要性を謳っております。今回、区立幼稚園のあり方検討会から出されました報告書の概要は以上でございます。

今後の対応ですが、今回の検討会の報告を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。このうち、具体的な取組みとして区立幼稚園の統廃合がこの報告書の中で謳われておりまして、いずれの幼稚園を廃止とするかは教育委員会で最終的に決定すべきだと指摘されておりますので、こういった趣旨を踏まえて今後、事務局のほうで取り組んでまいり、必要な時期に改めてお諮りしてまいりたいと考えております。

その他の事項につきましても、今後、関係する部署とも協力・連携しながら具体化に向けた検討を進め、来年度予算等に反映すべき事項があれば的確に反映して、この報告書の趣旨に沿った取組みを進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上で報告書の概要のご説明に代えさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。ではご質問、ご意見はありますか。

大蔵委員 4頁、いちばん後ろの頁ですが、区立の幼稚園と私立の幼稚園というのは、負担はどれぐらい違うものですか。

学務課長 26頁の資料10をお開きください。保育料という点で申し上げますと、区立幼稚園のほうで月額保育料が6,000円ということで、7万2,000円になります。それに対して私立幼稚園の額面上の保育料は27万、28万円弱ということ。ただ、さまざまな保護者に対する負担軽減の補助金等が支出されておりますので、実質的な負担はかなりこれより下がってくるということ。す。

この絵で申しますといちばん左側、「区分1」となりますが、いわゆる所得の低い層であれば、いろいろな補助金が支出される中で、負担は実質的にはかなり低くなっております。一方、右側に移るに従って、支出される補助金も少なくなってくるという中で、大体年収で780万から800万ぐらいになりますと、実質的にかなり私立の保護者の方のほうに比べて非常に負担が多くなっていくという相関関係になっているのではないかと分析しております。

大蔵委員 私は、杉並区の行財政改革というものに携わっておりましたので、そのときに、お金がないものからどこを切るかというときに幼稚園の問題というのが挙がりました。そして、私立の幼稚園の非常に通にくい所に区立の幼稚園を作っていくという趣旨でお始めになった、といまご説明を伺いました。しかし、いまは必ずしもそうではなくて、むしろ区立の幼稚園があるので私立の幼稚園が成り立たない所もあるという話を聞きました。

それから申しますと、いまは私立の幼稚園の大部分はバスを持っておりまして、送り迎えをしています、値段も高いですが。区立の幼稚園はそれがないものから、逆に父兄が送り迎えができないと区立の幼稚園に通えないような状態になっていますね。だからある程度距離の遠い人だと、自動車ですり迎えをしているというようなこともあるようです。それから申しますと、わりあいに専業主婦で時間もあり、車もある人が区立幼稚園に子どもを入れられて、そうではない人は保育園とかもありますでしょうが、区立の幼稚園に入れられないというようなこともあるようですから、公平の原則からすると、むしろ初期の目的からずれてきたのではないかと申すのですね。

それからすれば、補助金を出すことによって私立に行く人の、特に低所得者層を補助すると。今度の方南と堀ノ内は近いということもありますが、それ以外の所もやはり、公平の原則から言わないほうが。近い所で通える人は区立の幼稚園で安い所へ入れる、しかしそうではない人は入れないということから申しますと、もう区立幼稚園の役割はほぼ終わったのではないかと。急に来年から全部募集をやめると、そういうことではありませんが。どちらかと言うと、公平の原則に

反するようになってきたのではないかなという気がしております。

それから、負担からしますと、やはりこれは先ほどの行財政からして計算をしましたら、やはり区の持ち出しは相当ありまして、採算性から言うと、非常に効率が悪くなっているということもあります。

学務課長 報告書の11頁でも指摘しているのですが、今回の検討の過程で私立幼稚園でバス送迎を実施している状況でございます。私どもが把握している限りでは、現在46園のうち7園がバス送迎、規模の大きい幼稚園ということですが、こういった現状の中では、報告書にも書いておりますが、空白地域に補充的に量の補完という形で設置された区立幼稚園ですが、あり方の議論をする場合は、徒歩で通えるエリアというようなことで施設の適正配置を評価するのは、必ずしもこういった実態からすると適当とは言えないのではないかと、ということは踏まえたとの検討を重ねております。

また、現在、区内の3歳から5歳児、就園児の9割が私立幼稚園に通われて、私立主導で幼児教育が発展・振興してきたという中で、区立幼稚園のあり方の議論はどうなのかということで今回報告をしております。いま、委員のほうから公平の原則、あるいは区立・私立の負担のバランス等々、さまざまな角度から、より思い切った見直し、区立のあり方の根本に関わるご発言だったと思うのです。私どもとしては、現在、幼児人口も若干横這いしないしは微増というような人口推計もある中で、バブル経済崩壊以降、やはり保育料・入園料が安いという中で、区立のほうに回帰している部分もございまして、就園児が若干伸びているというふうな傾向もある中で、ドラスティックな改革というのはなかなか難しい時期ではないか。そういった点でなおかつ、就園児定員充足率等が著しく低い区立幼稚園については、やはり委員ご指摘のような私立・区立の役割分担という視点の中で思い切った見直しが必要ではないかということで、今回統廃合を打ち出したものでございまして、今後の幼児人口の推移、あるいは子育てニーズなどを踏まえながら、また次期の行財政の計画の中で区立幼稚園のあり方を見直してまいりたいというふうに考えております。

教育長 私立幼稚園側からは、この計画についてはどのようなご意見があると聞かれていますか。

学務課長 私立幼稚園には連合会がございまして、その役員の皆様との意見交換も、実はこの検討の過程の中で直接検討会のメンバーとの意見交換ということではなくて、所管と幼稚園の役員の皆様と懇談の機会がございました。

そういった中で、やはり私立幼稚園の経営の窮状と言いますか、少子化の中で厳しさを当然ながら強く訴えられています。

また経営ということ言えば、区立が例えば保育ニーズへの対応で3歳児保育というようなこ

とは、もちろん私立のいわば根幹に関わる部分ですので、今回の報告書の中でも、子育て支援の対応を強化するために区立が3歳児保育に関わっていくというようなことは困難だというふうな分析もしております。

そういった意味では、今後、役割分担を明確化しながら、あり方を段階的に見直していくべきではないかと思っております。

教育長 区立の幼稚園の補完的役割ということで、かつて空白地域に作ったということで、その当時はおそらく私立幼稚園側からも必ずしも抵抗感もなく、むしろ子どものニーズに応えていこうではないか、ということで区立は当初は14園ですか、それが結果的に7園になったわけですが、いまは少子化が背景にあるにしても、全体的に受け入れるという雰囲気は当時があったかと思えます。

と同時に、親御さんからすれば3歳児をなんでやってくれないのというニーズもあって、だからその辺が非常に矛盾するようなところもあるのですが。

やはり私立の現在置かれている状況を考えて、先ほど先生のほうから公立はもうこの際というようなこともお話がございましたが、そのくらいまで選択肢はもはや迫られていると、私立の幼稚園の経営という側面からも、少子化という状況からも、さまざまな状況を踏まえると、やはりそういう状況にいま立ち至っていると言ってもいいのですか。

事務局次長 この冒頭でお話したと思うのですが、今回の結果がこれで終わりということではなくて、当面のと。引き続き、引き続きというのはすぐということではないのですが、次の計画の中では、区立の幼稚園を今後どうするかというのは、また新たな計画の中で盛り込んでいくということで、方向としては、やはり冒頭で委員がおっしゃったように公立の役割は既に終わっているのではないかということは、計画としては生きているということでございます。

教育長 どうしても公立でなければならない、という必然論はありますか。

学務課長 保護者との話合いでも、公立の良さという形でご意見をいただいた機会もございました。ただ、私立の場合も当然、区立の幼稚園と同様、公教育機関であることは間違いない。公教育の一翼をともに担っているということで、当然教育基本法なり学校教育法に基づき、しかも幼稚園教育要領に沿って指導が行われているという点から言えば、区立・私立に違いはない、というふうに子どもは考えております。

ただ、私立の場合は当然、校風・伝統なども違いますし、特色ある教育へのウエイトは当然区立とは若干異なる、そこに私立の存在意義があるというふうに認識しております。教育内容そのもので、区立のほうの方がより優れているというようなことは言えないのではないかと、思います。

大蔵委員 昔、師範学校がありまして、そこに小学校が附属されまして。現在、この間の池田もそ

うですが、教育大学とか学芸大学の附属としてあります。これは、そこでその子どもたちをみながら、学校の先生を養成していく上にはね返すという目的があったわけですが、今はこの附属校というのはみんなエリート校のようになってしまって、当初の、明治以来の目的の大部分は死んでいるのですね。

この幼稚園も、一時期は小学校に全部くっつけようというアイデアもあったのですよね。それでそういうふうにして、小学校から小学校の先生が幼稚園児をみながら、幼稚園も小学校の先生をみながら、子どもがどう育っていくかを反映しようとしたのですが、今のところ、こういうふうにかくさんの小学校がある中で7つしかないというようなことからしますと、やはりこれもちょっと、エリートとは言いませんが、やはり何か特別に恵まれた人の幼稚園になりつつあるのではないかな、と私は思っています。

学務課長 そういう意味では、報告書の基調が子育て支援という中で、就学児前の教育のあり方を再構築していくという視点で報告書をまとめたという経過でございます。行財政の視点も踏まえて、今後も改めて見直しを継続的に図ってまいりたいと考えております。

大蔵委員 私が教育委員になりましたから、いくつかの幼稚園に行きました。そして伺いましたら、幼稚園の場合は学区がないものですから、もう本当に相当に遠い所から車でお子さんをお連れになって、そして朝行って、1時ぐらいにはもう連れて帰らなければいけないのですね。私は、かなり余裕があるなという印象を持ちましたね。だから、これが学区に非常に接近しているともう少し違う地域との問題も出てくると思いますが、いまは区立幼稚園はそうではない。

ただ、今日のご報告ですから、討議をする場ではありませんので、これ以上のことは申し上げませんが、ぜひ、この次にお考えになるときは、そういうことも入れていただけないかなと思います。

委員長 これは目標年次がどこにも書いていないのですが、いつを目標年次にしてあり方というのを立てられたのですか。短期的なものもあるし、中期的なものもあるし。

学務課長 報告書のいちばん最後の「具体的な取り組み」という部分ですが、5つの項目がございます。基本的には、区立幼稚園の統廃合につきましては、今回の報告を踏まえて、来年度の見直しに向けて改めて教育委員会のほうにお諮りをしてまいりたいと考えております。

また、その他の課題につきましても、幼稚園側との意見交換等をする一方、関連する部署も多々ございますので、課題に対応して今年度、例えば4番目の「障害のある幼児の受入機関との連携」につきましては、既に関係部署との意見交換なども始めておりますので、課題に対応して、速やかに対応できるものは対応してまいりたいと考えております。

委員長 計画の期間は短・中期ですか。

学務課長 そうですね、向こう3年ぐらいを視野に考えております。

委員長 それでは、これはどちらかと言えば短期ですね。片方のビジョンだとか、ああいうのはまたかなり長いスパンで長期的に考えていらっしゃるし。わかりました。

今後また、先ほど大藏委員が言われたように、今日は報告事項ですが、やはり幼児教育というのは既に義務教育的になってきていますし、やはりくっつけてどういうふうな連携で小と兼ね合わせて、それからまた杉並方式というか、杉並での考え方というのはどういうふうにするのか。区によって事情が相当違うのですよね。

私がよく知っている新宿区などでは、ほとんど公立の幼稚園で、全部またがって配置してある。私立はほとんどないのですよね。そういうような所もある。だから杉並みたいなものもあるし、それがローカルカラーだと思います。だから、杉並は杉並で独自に、幼児教育というのはどうあるべきというのをしっかりしておかないと、どうしても他区と比較した場合にその辺の重みというのは、そういう意味で大事だなと思いますね。この議題は、根底をよく議論しておかないとグラつくのではないかなと思います。

では、またの機会によろしいですか。

学務課長 はい。

委員長 5番目の「高井戸第三小学校の受変電設備の事故について」、施設課長、お願いします。

施設課長 それでは、高井戸第三小学校の受変電設備、これは通常、キュービクルと言われているものですが、その事故がございましたので、ご報告させていただきます。

事故の発生の状況でございます。発生の日時、6月17日(日)です。時間が13時24分。状況は受変電設備、これは6,600ボルトの電気を入れている、そこから変圧させて校内に配電しているものでございます。そこの中の高圧ケーブルから発火、煙が出まして、消防署員、それから職員、これは学校の教員等ですが、校内の消火器6本を使用して消火をした、ということでございます。

原因は、高圧ケーブルの引込み場所の被覆の劣化、又は接触不良が想定されるというところですが、6月18・19日、杉並消防署で出火原因の調査をしましたが、まだ原因は特定できていない、という状況でございます。

被害の状況でございます。小学校につきましては、受変電設備の損傷によりまして全校で停電が起きました。

それから近隣の被害ですが、これは東京電力の情報でございます。13時24分に、下高井戸2・3丁目の2,709世帯に停電がございました。2分後、26分になりますが、1,966世帯、送電がなされておりまして、34分後の58分、小学校の周囲の740世帯が送電をなされておりまして、そういっ

た意味では、周辺の方には多大なご迷惑をかけたということでございます。

停電した地域につきまして、6月19日付で教育委員会、それから学校長名でお詫びの文章を、周辺4町会の回覧を活用させていただきまして配布してございます。

仮復旧の状況でございます。東京電力、電機業者によりまして、17日の、これは当日ですが、23時15分ごろに復旧をしてございます。電柱のトランスから、学校の配電盤に直接配線することによりまして、北校舎への電気の供給が可能となりました。

供給の可能な場所ですが、3頁目に配置図を載せてございます。赤い部分は、供給が止まっている校舎でございます。供給が可能になったのは、いわゆる北側の校舎でございます。この部分は可能になっております。具体的には、1・2・3階の電灯とコンセントがでございます。そこには給食室の電灯、それから排気ファン、ただ、熱風保管庫は使用をしない、という状況でございます。それから給水ポンプ、自動火災報知器、チャイム、こういうものが可動になってございます。

供給不可の場所は西棟の校舎、ここには1年1組と2組の教室がでございます。それから体育館、特別教室等、ここには音楽室、理科室、図工室、視聴覚室、それから屋上プールがでございます。それから、消火栓ポンプが使えないという状況でございます。

学校の運営でございます。6月18日・19日、両日ですが、授業は必要最小限の電気供給の中で実施しております。給食につきましては、食器を煮沸して実施しております。あそこの学校は機械警備でございまして、校舎全体での機械警備が実施できないということで有人警備、これは委託でございます、で対応してございます。

次の頁、今後の見通しでございます。受変電設備の製作、本復旧に約1カ月間を要します。そのため、その間、次のような措置で対応したいと思っております。

まず、仮設による電気供給でございます。当面使用する小学校の電気使用量を電灯が20キロワット・動力が29キロワットとしまして、順次供給を受けたいと思っております。

いま、応急の対応でございます。東京電力からの最大容量、これは電灯が13キロワット・動力が7キロワットという状況でして、学校の電気使用は大幅に制限を受けている、という状況でございます。東京電力の工事は、6月いっぱいかかるということでございます。

学校運営でございますが、仮設の電気工事が終わりますと、全部の電気が使用可能になります。ただ、まだ容量の制限を受けてございますので、電灯については通常の約2分の1の制約を受けるとか、そういうことがございます。例えば、体育館の照明と一緒にやるとか、それからエアコンも同時にやるとか、そのようなことが具体的には制限を受けるかと思えます。

警備でございます。仮設の電気工事が完了するまで、有人警備で対応したいと思っております。

その他としまして、6月24日(日)に都議会議員選挙が予定されております。選挙管理委員会では、体育館、それから教室の両方をにらんで現在、検討しているというところでございます。私ども、東京電力、それから電気主任技師、それから業者等合わせて早期に正常な運営ができるよう努力してまいりたいと思っております。説明につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ご意見、ご質問はございますか。

教育長 これは現在、復旧には取りかかっているわけですね。

施設課長 はい、取りかかっております。

教育長 大至急、投票日に間に合わせるためにということで、なんとか間に合わないかという、そういうお願いもしてはいるわけですか。

施設課長 しております。そういった意味で、本来は体育館がいいわけなのですが、できない場合には教室もということで、18日には選管の職員が現場を見ております。

教育長 1日も早い復旧を、よろしくお願いします。大変経費もかかるだろうとは思いますが。

施設課長 はい、わかりました。

委員長 では、この件につきましてはよろしいですか。次に進みます。6番目、「学校評議員の委嘱について」、指導室長、お願いします。

指導室長 「学校評議員の委嘱について」のその後の状況等取組みについて、ご報告申し上げたいと思います。

学校評議員制度も、いよいよ1学期を後半に迎えます、取り組んでいる学校がございます。それに伴いまして、各学校の準備が出来次第、委嘱を求める評議員について出させていただいてるところでして、一応全部出させていただいたわけでございます。その中で、こちらのほうとしてその内容を検討いたしました。

その中で、本来、この学校評議員制度の目的というのは、開かれた学校づくりということに保護者・地域住民の意向を把握しながら、学校運営状況を周知して説明責任を果たしていくというような大きな目的が、幅広い層からご意見をいただくということがございまして、私どもも、そういう旨、大いに期待していたわけでございますが、出てきた評議員の人選の中で行政関係の方々や学校、特にいろいろな意味でよく話し合うことのできるような学校関係の方とかが入っている例が多くありました。これは先ほどの学校評議員制度の趣旨からして、ほかで話し合ったり、また大いに議論できるような場面のある方々が、またそこに入ってやるということは、顔が変わらないのではないかとということや、また、地区教育懇談会等、同じようなメンバーというのものがかなと、性格がだいぶ違うものですから。それで、そのことを部内で検討いたしまして、各学校にその辺のところを再度人選に当たって、今年から第1回を始めるわけですので、そういう意

味ではより実りのあるご意見や、また、年齢層も含めて多岐にわたって人選をもう一度考えていただけないでしょうか、ということではいま各学校でその旨対応していただいて、また、その旨に沿って学校評議員制度が内容あるものにいま移行していく段階でございます。以上、私のほうからご報告でございます。

教育長 いま指導室長のご報告がありましたからいいのですが、本当にうちの、学校の教師とか、公務員とか、なんとか館長さんとかだと、全然趣旨が違いますから。杉並区というのは、おかげさまで「文化区杉並」と言われるように、大変多才な方がそれぞれの学校の学区域の中にお住まいですので、ぜひとも多才なメンバーを組み込んでいただいて、学校を元気にしたい、子どもたちを元気にしたいという趣旨にかなうような、そういう多士済々の人材をぜひこの場で生かしていただきたい。できることならば若い方にも、その学校を、例えば馬橋小学校を卒業した卒業生がいま大学に行っているんだけどもとか、あるいは高校に行っているんだけどもとか、そういう方などにも参加していただくとか、とにかく学校に対して率直にものが言える、また言っていただきたいような方にたくさん入ってもらいたいなど。ぜひとも、杉並らしい評議員制度ができることを私も期待しておりますので、よろしくをお願いします。

指導室長 いま教育長のほうからもご指導がございましたが、たしかに多くの学校は卒業生を入れたり、若い方も多く入っているのです。また、いろいろな分野からも入っております。そういうふうなことをお互いの学校が良い情報を交換できたり、また、いまのご趣旨を反映するように私どもも学校を見守って、また助言・指導に当たっていきたいと思っております。

委員長 スケジュール的には。

指導室長 6月の土曜日から、体制のできた学校、人選もいいたろうという学校はもう始まっておりますので、またその後の、多く曜日が出ましたら教育委員会のほうに改めてご報告をしたいと思えます。

委員長 できるだけ早く委嘱されて、実際に動きだすのが望ましいですね。学校の目的がやはり学校の運営とか、学校活動のような活性化とか、いろいろなこともあるわけですし、地域の活用とか、いろいろあるわけだから、それをアクティブに働くためには、やはり2学期からそれがもう役立つとか、早めに、あまり年度末までいってしまったら意味がなくなってしまうから、よろしくをお願いします。

宮坂職務代理者 評議員の資格というか条件みたいな、例えば居住区域がとか、そういう規定は特に何もないのでですか。

指導室長 特にこの地区に住んでいる方とかという規定はございません。ただ、やはり学校は地域の学校・故郷の学校を目指すとしみますと、当然、地域からということは多くございます。

宮坂職務代理者 常識的な線で……。

委員長 では、この件についてはよろしいですか。では、よろしくをお願いします。

7番目、「教育委員会後援名義使用承認について」、社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 お手元に配付してあります資料、「教育委員会後援名義使用承認について」、ご報告申し上げます。

5月分は、最後の頁に記載のように21件を承認しております。内訳といたしましては、定例のものが20件、新規が1件。その内訳ですが、共催5件、後援16件ということで、新規につきましては1頁目の10、水泳連盟の飛び込み講習会というものが新規のものでございます。これはいま、区立のプール、体育施設のプールにつきましては危険防止のために飛び込み等は一切禁止しておりますので、競泳等で飛び込みを練習したいという方を対象に、2日間、水泳連盟が講習を行うというものでございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。何か、ご不明な点などはございますでしょうか。

教育長 過去形の話ですが、久我山南銀座会がホテル祭りを玉川上水でやったのですが、周辺9校の子どもたちが育てたホテルが夜、私も行ってまいりましたが、たくさんもう何百匹も飛んでいまして、壮観でした。子どもたちの努力がこういうホテルの形で実ったというのがすごく感動的でした。本当にいい思いをしました。子どもたちも命を育むということをしっかり学んだのかなと思って、大変いい経験をいたしました。すみません、余計なあれかもしれません。

委員長 ご質問、ご意見がないようでしたら、承認したということにいたします。ありがとうございます。

では8番目、「杉並区青少年委員の委嘱について」、社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 続きまして、「平成12・13年度の杉並区青少年委員の委嘱について」ご報告申し上げます。

新しい委員さんはそこに記載のように、鈴木信雄さんが6月1日付で就任されました。前委員は清水由美子さんでしたが、この変更理由ですが、小学校のPTA協議会の役員の改選によるということで、これは毎年この時期に改選がありまして、変更しているところです。この新しい委員の鈴木信雄さんにつきましては、杉並第三小学校のPTAの会長さんで、任期は15年の3月までということになっております。

なお、定数は49名ということで、現在49名の委員さんを任命をしているところです。以上です。

委員長 いかがでございますか。PTA連合協議会からのご推薦ですね。

(異議なし)

委員長 では、お認めいただいたこととします。

安本委員 青少年委員自体の任期は2年と伺っていますが、どうしてもPTA連合協議会は単年ですべてが代わりますので、できればPTAだけでも1年の任期として、私ども人を出すことは、多分PTAのほうはいいと思いますが、1年毎にしますと、きっと摩擦といいますか、代わる時に大変辛い思いをなさっているというふうに聞いていますので、できればPTAの派遣のほうだけは、1年の任期というふうにさせていただけますと、多分とてもスムーズに行くのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

社会教育スポーツ課長 これは現在、規則により任期2年ということになっていますので、直すためには規則を改正しなければならないという手続きがあります。これは検討課題にさせていただきます。

委員長 検討のほうをよろしく願います。本日の件については、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 お認めありがとうございました。では9番目「薬物乱用防止推進の映画『DRUG』の上映について」、よろしく願います。

社会教育スポーツ課長 お手元に資料を配付してありますように、薬物乱用防止推進の映画「DRUG」の上映会について、ご報告します。これは、薬物乱用防止運動のひとつとして、映画「DRUG」というのを7月10日にセシオン杉並において、上映会を開催したいと思います。この映画については、制作が青少年育成国民会議、実際に作っていますのは、株式会社映像2000というところ です。

この特別協力等については、薬物乱用対策推進本部、これは国の機関といいますか、作ったものですが、こういうところがバックアップしているということです。これはいろいろ資料に記載のように、主催は杉並区と杉並区教育委員会ですが、協賛呼びかけ団体、それから機関ということで、小・中PTAと校長会、それからPTA連合協議会を含めて記載のように、いろんな機関のほうにお願いをしているところです。いままでも、PTAの役員会、それから青少年委員の協議会、保護司会等にお話をしております、できれば教育委員会の皆様も是非、ご覧をいただきたいと思 います。

現在、第3次の覚醒剤乱用期ということで、いろいろな取組みが行われていますが、最も有効な手段は教育であるといわれていますので、是非、子どもたちということではなく、保護者の方に見ていただきたいと考えています。よろしく願います。

教育長 見た感想は、どうですか。

社会教育スポーツ課長 私は仕事がありまして見ていないのですが、次長が見ていると思います。

指導室長 私ども指導室、指導主事、私を含めて全員、見に行ってきました。中身については、先ほどスポーツ課長のほうからお話がありましたように、大変斬新な映像で、若い世代にも訴える部分があったと思います。

内容は、家庭での子どもをどのように受け止めて、しっかり立ち直らせていくかという側面と、そういうものに一切入ってはいけないという愛のテーマが主流でした。家族愛でした。ですから、ただ駄目駄目ということより、そういう親と子のつながりの中で立ち上がっていく姿と、周りで皆が応援していくというところがありました。

ただ、社会状況がこのように第3期ということで、映像そのものは、かなり斬新な映像みたいな部分がありましたので、ストレートに私どもに入ってくる部分と、年齢層によってはすごくドラマティックな部分があったかと思えますけれども、親が見るには非常にいい映画だと推薦したいと思います。

教育長 某女優さんと息子さんとの関係とか、そういうモデルがあったとかそういうものではないのですか。

指導室長 それとは全く切り離して考えたほうがいいかと思えます。

社会教育スポーツ課長 付け加えますと、今回の映画会は、23区では初めてということですが、都の教育庁で確か7月、私どもが設定した後、この10日より少し早めに設定をしたということで通知がきました。東京都のほうフィルムを購入して各自治体に人口比で配布するということになっていまして、16ミリのフィルムですが、杉並区は2本ぐらいくるのではないかという情報が入ってきています。

それからビデオ化されていまして、これについては1本の金額は分かりませんが、それをうちの予算の範囲内で何本か購入しようと考えていますので、今後、各学校等でお母さん方を対象に、是非これを活用していただきたいと思っています。

教育長 上映時間は2時間ですか。

社会教育スポーツ課長 約2時間ということで、少し切るぐらい、1時間57、8分と聞いております。

指導室長 教育映画ではなく、劇場映画に達しているような……。

教育長 私もしっかり見たいと思います。

委員長 では、よろしくご鑑賞のほど、またご宣伝のほどをお願いします。本日の報告事項はこれですべて審議が終わりましたが、他にございますか。事務局、よろしいですか。

事務局次長 次回ですが、27日の10時から学校訪問を予定していまして、西荻北幼稚園を予定しています。午後は1時半から教育委員会ということで、よろしくをお願いします。

委員長 次回は来週の水曜日 10時から幼稚園訪問、その後1時半からという予定で、よろしく願いします。本日の教育委員会の定例会をこれで終わりにします。どうもありがとうございました。